

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																								
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員</u>（以下「<u>一般独立行政法人職員</u>」という。）</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第4条関係）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">試 験</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歯科技工士</td> <td rowspan="3"></td> <td>短大卒</td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td></td><td>5</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td><td>5</td><td>10</td><td>13</td><td>17</td><td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>ク [略]</p> <p>別表第4 経験年数換算表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経 歴</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、<u>一般独立行政法人職員</u>、国立</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	試 験	学歴免許等	職務の級						1	2	3	4	5	6	[略]			級	級	級	級	級	級	歯科技工士		短大卒	[略]						高校卒		5	5	3	4	2		0	5	10	13	17	19	[略]									経 歴	換算率	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、 <u>一般独立行政法人職員</u> 、国立	[略]	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>中期目標管理法人又は同条第3項に規定する国立研究開発法人の職員</u>（以下「<u>中期目標管理法人等職員</u>」という。）</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第4条関係）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">試 験</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歯科技工士</td> <td rowspan="3"></td> <td>短大3卒</td> <td></td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td><td>13</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>短大2卒</td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>ク [略]</p> <p>別表第4 経験年数換算表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経 歴</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、<u>中期目標管理法人等職員</u>、国</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	試 験	学歴免許等	職務の級						1	2	3	4	5	6	[略]			級	級	級	級	級	級	歯科技工士		短大3卒		1	5	3	4	2		0	1	6	9	13	15	短大2卒	[略]						[略]									経 歴	換算率	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、 <u>中期目標管理法人等職員</u> 、国	[略]
職 種				試 験	学歴免許等	職務の級																																																																																																																			
	1	2	3			4	5	6																																																																																																																	
[略]			級	級	級	級	級	級																																																																																																																	
歯科技工士		短大卒	[略]																																																																																																																						
		高校卒		5	5	3	4	2																																																																																																																	
			0	5	10	13	17	19																																																																																																																	
[略]																																																																																																																									
経 歴	換算率																																																																																																																								
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、 <u>一般独立行政法人職員</u> 、国立	[略]																																																																																																																								
職 種	試 験	学歴免許等	職務の級																																																																																																																						
			1	2	3	4	5	6																																																																																																																	
[略]			級	級	級	級	級	級																																																																																																																	
歯科技工士		短大3卒		1	5	3	4	2																																																																																																																	
			0	1	6	9	13	15																																																																																																																	
		短大2卒	[略]																																																																																																																						
[略]																																																																																																																									
経 歴	換算率																																																																																																																								
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員、 <u>中期目標管理法人等職員</u> 、国	[略]																																																																																																																								

大学法人等職員若しくは地方独立行政
政法人職員としての在職期間

[略]

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
歯科技工士		短大卒	[略]
		高校卒	1級1号給
		[略]	

[略]

ク [略]

立大学法人等職員若しくは地方独立
行政法人職員としての在職期間

[略]

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
歯科技工士		短大3卒	1級17号給
		短大2卒	[略]
[略]			

[略]

ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。